

屋外広告物等の安全性確保に関する実態調査

《調査結果の概要》

北海道管区行政評価局では、屋外広告物等の安全性確保に関し、調査対象機関である北海道開発局及び協力依頼団体である6地方公共団体等の取組状況の実態を調査し、この度、調査の結果を取りまとめましたので、公表します。

この実態調査は、屋外広告物等の安全性確保に関して、関係行政機関等の取組を後押しする観点から、関係行政機関等の現状について情報提供することを目的に実施しました。

この調査結果が一つの参考資料として活用され、道内における屋外広告物等の安全性確保の推進に寄与することが望まれます。

【背景等】

- 屋外広告物等の安全性確保は、第一義的に、設置者等が自ら行う責務を有するもの
- 屋外広告物の掲出等は、屋外広告物法に基づく都道府県等条例による許可が必要なほか、一定の条件を満たす屋外広告物は、道路法による道路占用許可や建築基準法による確認等が必要
- 平成27年2月の看板の落下事故発生以降も、道内において看板の落下等の事故が発生している状況

(調査対象機関：北海道開発局。協力依頼団体：北海道、札幌市、旭川市、函館市、小樽市、美唄市、関係団体)

【本件照会先】

総務省 北海道管区行政評価局 評価監視部 第二評価監視官 (山中)

電話：011-709-2311(内線3142) 011-709-1806(直通)

FAX：011-709-1843

メール：hkd21@soumu.go.jp

1 屋外広告物条例における安全性確保の実施状況

(1) 許可申請時等における安全性確保に係る取組

制度の概要等

- 屋外広告物を新規に設置する場合、許可申請書とともに、仕様書・図面等の関係書類を添付し、条例所管課に提出。条例所管課では、書類審査を行い、3年を超えない期間で許可等
- 継続許可申請に当たっては、安全点検報告書に当該広告物を撮影したカラー写真等を添付し提出等
- 許可期間が満了したとき、設置が必要でなくなったとき等は、当該広告物を除却するとともに、除却を届出等

主な取組状況

【新規許可時】

- 申請時の書類審査に加え、許可後の設置状況を確認するため、現地確認を実施しているもの（1自治体）や、掲出完了届の提出を義務付けているもの（2自治体）
- 許可期間中の管理に関する注意事項等に、継続許可申請の際の点検に加え、毎年の定期的な点検や強風・地震等の発生時の点検を明示しているもの（3自治体）

【継続許可時】

- 各自治体における安全点検報告書の点検結果報告項目・記載内容等
 - ・ 点検結果報告項目は、各自治体においてそれぞれ規定
 - ・ 異常有の場合の処理について、「未・済」の選択欄に加え、「処理方法又は処理不要の場合の所見」の記載欄を設定しているもの（1自治体）
 - ・ 屋外広告物が2基以上ある場合、広告物ごとに点検結果を記載するよう明記しているもの（1自治体）
 - ・ 点検の実施時期や写真の撮影時期について、具体的に明示しているもの（5自治体）

【除却時】

- 確実に除却されたことを確認するため、除却届の提出を義務付けているもの（5自治体）
- 白看板(撤去されずに、表示がなく白地のまま盤面が残っている屋外広告物)を継続許可の対象として安全点検報告を求めているもの（2自治体）

※上記は、6自治体の取組状況（次ページも同じ）

(2) 違反広告物の把握に係る取組

主な取組状況

- 掲出等の許可を受けることが必要であるにもかかわらず許可を受けずに設置等されている又は許可基準を満たしていない屋外広告物の調査等を実施（4自治体）。主な事例は次のとおり

<事例① 道路法担当と連携して違反広告物実態調査を実施>

道路法担当において、道路を占有する看板等の実態を把握し指導する事業を従前から実施しており、28年度からは、調査対象に私有地内の屋外広告物を追加し、許可の有無や許可基準への適合状況についても調査

<事例② 市内全域を目標に違反広告物実態調査を実施>

平成28年8月から、嘱託職員を1人雇用し、休日及び祝祭日を除く毎日、市内を徒歩で巡回し、屋外広告物を網羅的に把握する調査を実施。現段階では市内中心部の約2,300件の調査を終了しており、今後、市内全域を目標に調査していく考え

(3) 屋外広告物の安全性確保のための周知啓発に係る取組

主な取組状況

- 国土交通省が設定した「屋外広告物適正化旬間」等において、事業者団体等と連携し、安全管理の重要性の啓発を行うとともに、落下等のおそれのある危険な広告物を把握した場合に注意喚起を行う安全パトロールを実施（4自治体）。そのほか、屋外広告物の設置者等に対し、パンフレットやホームページ等により周知啓発を実施（6自治体）。主な事例は次のとおり

<事例①>

- ・ 安全パトロールに併せて、地元町内会や商工会に周知啓発用チラシの配布を依頼（1自治体）
- ・ 事業者団体との合同パトロールで把握した危険性のある広告物や無許可の広告物について、必要に応じ、屋外広告物業者等を通じて設置者等に改善方の働きかけを実施（1自治体）

<事例②>

- ・ 各種団体（商工会議所、商店街振興組合、不動産関係団体等）と連携し、定期的な安全点検の必要性等について幅広く周知啓発を実施（1自治体）
- ・ 管理者等を対象とした屋外広告物の安全対策に関するセミナーや住民等を対象とした講演会を開催（2自治体）

2 道路法における安全性確保の実施状況

制度の概要等

- 道路の上空に屋外広告物を設置する場合は許可申請書とともに、関係書類を添付し、道路法所管課に提出。道路法所管課では、道路法等に基づき書類審査を行い、5年を超えない期間で許可
- 国土交通省は、平成26年3月、各地方整備局、北海道開発局等に対し、道路占用許可に際し、①維持管理等に関する条件を付加すること、②更新時に直近の安全点検結果の報告を求めることなどを通知（自治体にも参考送付）
- 占用期間が満了した場合又は占用を廃止した場合は、占用物件を除却し道路を原状に回復等
- 国交省は、道路管理者に対し、不法占用の実態把握に努め、不法占用物件について許可申請、撤去等の措置を講ずるよう通知

主な取組状況

【道路占用許可の対象の取扱い】

- 道路の上空に設置する突出看板を許可不要として取り扱っているもの（1自治体）

【平成26年3月の国土交通省の通知に基づく取組】

① 維持管理等に関する許可条件の付加

付加済み又は具体的に取組予定があるもの（北海道開発局・5自治体）、検討予定のもの（1自治体）

② 許可の更新時における安全点検結果の報告

具体的に取組予定があるもの（北海道開発局・3自治体）、検討予定のもの（2自治体）、報告を求める予定がないもの（1自治体）

【占用物件の除却時の取扱い】

- 白看板を除却としているが、撤去と運用されていないため道路が原状に回復されていないもの（1自治体）

【不法占用物件に対する効果的な指導の例】

突出看板の不法占用物件に係る把握・指導等の業務を嘱託職員2名が専担で実施し、不法占用物件を把握した場合、許可申請等について指導。その結果、平成24年度以降に把握した突出看板の不法占用物件全てが許可済み

※上記は、北海道開発局及び6自治体の取組状況

3 建築基準法における安全性確保の実施状況

制度の概要等

- 高さ4メートルを超える屋外広告物を設置する場合は、特定行政庁（建築主事）又は指定確認検査機関に対し確認を申請
指定確認検査機関は、確認済証を交付したときには、特定行政庁に確認審査報告書等を提出
- 一定の条件を満たす建築物（特定建築物）の所有者等は、有資格者（一級建築士等）に特定建築物を定期的に調査をさせ、その結果を特定行政庁に報告。定期調査報告の対象となる屋外広告物は、特定建築物に設置されている場合に、高さにかかわらず調査の対象

主な取組状況

【屋外広告物の確認申請時における取組】

- 屋外広告物条例の無許可物件の設置防止のために、指定確認検査機関が受け付けた屋外広告物の確認申請案件に関する情報を条例所管課に提供しているもの（2自治体）

【定期調査報告の未報告者に対する指導】

- 文書による督促を実施しているもの（2自治体）、文書による督促に加えて、電話による督促や立入調査を実施しているもの（3自治体）

【定期調査報告において「要是正」と指摘された建築物の所有者等に対する指導】

- 指導方法
 - ・ 該当者全員に対し文書により指導しているもの（3自治体）
 - ・ 要是正事項について具体的な改善の予定がない者に対しては、文書により指導し、具体的な改善の予定がある者に対しては、「受理証」に是正措置を促す文章が刻印されたゴム印を押印し交付する方法で指導しているもの（1自治体）
 - ・ 定期調査報告書の副本に是正措置を促す文章が刻印されたゴム印を押印し返戻する方法で指導しているもの（1自治体）
- 改善完了報告書（計画書）の提出の指導内容
 - ・ 該当者全員に対し同報告書の提出を求めているもの（1自治体）、要是正事項の内容に応じて、同報告書の提出を求めているもの（2自治体）
 - ・ これらのうち、同報告書の提出の求めに応じない未提出者に対し、さらに督促を行っているもの（2自治体）

※上記は、美唄市を除く5自治体（特定行政庁）の取組状況